

早稲田大学博士論文概要書

【法律過程と臨床過程との歴史的相克】

—日本の少年保護司法システムにおける検察官の役割

とその中国法への示唆に関する考察—

早稲田大学法学研究科 公法学専攻

氏名：李程

指導教授：石川正興

一 論文の問題意識

本稿は、以下の三つの問題意識を持ちながら始めたものである。

第一に、犯罪少年をなぜ保護する必要があるか。

犯罪の概念について、小川太郎博士によれば、それは法律過程、理論過程、臨床過程という場面においてそれぞれ捉え方が異なると述べられる。法律過程でいう犯罪の概念は、すなわち刑法学において論じられている構成要件に該当する違法、有責の行為というものであるとされる¹。そして、臨床過程でいう犯罪の概念は社会に危険な偏倚的行動であるとされ、この概念においては犯罪者の人格に結びついた社会危険性とその社会適応性が問題になるとされる²。そこから、犯罪についての臨床とは、犯罪者の社会危険性がどこからくるものか、またその社会危険性を除去し、社会適応性を与えることができるかを判断するプロセスであると述べられる³。法律過程における犯罪の捉え方と臨床過程における犯罪の捉え方との相違は、犯罪者対応策を考える二つの視座を提供することになる。一つは「行為—責任—応報」という考え方であり、もう一つは「行為者—危険性—予防」という考え方である。もっとも、少年保護司法システムにおいて、たとえ犯罪少年の対応についても、行為者の犯罪的危険性を含む要保護性を考えることが必要となり、「行為者—危険性—予防」に類する「行為者—要保護性—保護」という考え方をとくに重視することになるわけである。刑事司法システムにおいて、犯罪者に対して国は伝統的に刑罰という手段で対応してきたが、近代の責任主義刑法の下で責任無能力者は厳密な意味での犯罪者の範疇から外され、刑罰を免れることになった⁴。少年保護司法システムでは、責任無能力者である14歳未満の触法少年は当然刑罰を科す対象から外されるが、20歳未満の罪を犯した者いわゆる犯罪少年についても刑罰ではなく、まずもって保護処分に対応を求めようとする仕組みをとっている。それは少年が成人と比べて一般に未成熟であり、しかも可塑性に富み、たとえ罪を犯した場合でも成人と異なる処遇をする必要性と合理性が認められるという考え方に基づくものであるからと論じられる⁵。また、それも少年保護司法システムでは、犯罪少年による犯罪を含む少年の非行に対する理解の仕方が刑事司法システムにおける

¹ 小川太郎『刑事政策論講義（第二分冊）』（法政大学出版局、1968年）13~14頁。

² 小川・同上 34頁。

³ 小川・同上 36頁。

⁴ 石川正興「犯罪者対応策に関する法的規制の在り方」早稲田法学 78巻3号（2003年）1頁。

⁵ 川出敏裕「非行少年に対する法的対応システムの現状と課題」財団法人社会安全研究財団『少年非行に対する法的対応—第3回日中犯罪学学術シンポジウム報告書』（2009年）3頁。

犯罪に対する理解の仕方とは異なっているからと指摘される⁶。刑事司法システムでは、犯罪という行為に着目するに対して、少年保護司法システムでは、犯罪行為だけでなく犯罪少年という行為者自体にも着目することになる⁷。少年法による犯罪少年の保護は少年の再犯防止を通じて社会秩序の維持および社会安全の確保という意義を有しているが、それは過去に行った犯罪行為に対する非難ではなく、あくまでも犯罪少年の利益のために課されるものである⁸とされるから、少年を改善教育するという意義をも有している。

第二に、少年保護司法システムにおいてどのように犯罪少年を保護するか。

日本における非行少年に対する法的対応システムとしては、第一に、少年法を主たる根拠法とする少年保護司法システム、第二に児童福祉法を根拠法とする児童福祉行政システム、そして第三に、刑事訴訟法を主たる根拠法とする刑事司法システム、という三つの異なるシステムが設けられている⁹。現行少年法による犯罪少年に対する法的対応システムは少年保護司法システムを幹線システムとし、児童福祉行政システムおよび刑事司法システムを支線システムとする。犯罪少年の改善更生のために、できるかぎり刑罰という対応の手段を避け、非刑罰的な対応の手段を求めるのは犯罪少年を保護する具体的な形である。現行少年法では、家庭裁判所裁判官が手続上中心的な役割を果たしている。旧少年法は検察官先議主義を採用しており、検察官は起訴段階において刑事司法の流れから犯罪少年の事件をダイバートしてから、非刑罰的な対応の手段を求めるという形をとっていた。

第三に、検察官は犯罪少年の保護に何ができるのか。

日本現行少年法制定当初から、少年保護審判の対象を要保護性のみであるとする見解があった。その後、保護処分は少年の自由を制限する不利益処分である側面を有しており、少年の人権を保障する観点から、非行事実の存在を保護処分の課す要件とすべき、非行事実を要保護性とともな少年保護審判の対象とすべき見解が有力となり、現在の通説となっている¹⁰。非行事実認定手続の適正化を図るため、2000年少年法改正によって、家庭裁判所裁判官の裁量で少年保護審判の非行事実認定段階に検察官の関与が認められることに至った。関与する検察官は訴追官ではなく審判協力者であると位置づけられ、少年保護司法システムにおいて、その権限が大きく制限されている。家庭裁判所裁判官は犯罪少年の事件に対して刑事処分相当と判断した場合に、事件を再び検察官に送致することができる。

⁶ 小西暁和「少年保護事件の調査・審判と保護処分の現状」財団法人社会安全研究財団『少年非行に対する法的対応—第3回日中犯罪学学術シンポジウム報告書』（2009年）65頁。

⁷ 小西・同上65頁。

⁸ 川出敏裕『少年法』（有斐閣、2015年）12頁。

⁹ 石川正興「日本における非行少年に対する法的対応システム」社会安全政策研究所紀要1号（2007年）277頁。

¹⁰ 川出・前掲注8の93~94頁。

起訴強制主義に基づき、検察官は送致された事件について、刑事裁判所に公訴を提起しなければならない。検察官は要保護性の判断と刑事処分相当性の判断のいずれにも関与することができない。日本の旧少年法は検察官先議主義を採用しており、犯罪少年の事件について、起訴段階で公訴を提起するか少年審判所に事件を送致するかを検察官の裁量により決められると定めている。現行少年法は旧少年法の検察官先議主義を廃止したが、1960年代の法務省少年法改正構想に青年層の設置と関連する検察官先議制度の提案がなされた。そして、日本の現行少年法の制定に大きい影響を与えたアメリカ少年司法制度には、1990年代から、少年裁判所による移送の審判を経ずに刑事裁判所に少年の事件を係属させる検察官先議制度も拡大している傾向がある¹¹と述べられている。

少年保護司法システムが構築されていない中国では、起訴段階で検察官による条件付き不起訴の決定を通じて、軽微な犯罪行為を行った少年を刑事司法の流れからダイバートするという非犯罪化する形で犯罪少年の保護を求めている。ただし、刑罰を代替する保護処分を設けていないため、非犯罪化された犯罪少年に対する適切な処遇を徹底することができないのは、制度上大きな欠陥であると思う。犯罪少年の処遇において、保護処分の導入とともに、処遇を決定する機関の設置や処遇を決定する手続などを検討する必要があり、その際に、現段階で検察官の果たしている役割がどのように変わるかが問題になる。

二 論文の構成

本稿は序章と終章を含めて、七章から構成されている。

序章では、本論文の問題意識と全体の構成を示す。

第一章では、歴史的な観点から日本の少年司法における検察官役割の全体像を把握するために、1922年旧少年法の制定を考察の起点とし、1948年現行少年法の制定、2000年少年法の改正、2014年少年法の改正という四つの段階に分けて検察官役割の変遷を概観する。日本では、犯罪少年の取り扱いにおける法律過程と臨床過程、また「行為—責任—応報」という筋道と「行為者—要保護性—保護」という筋道との矛盾相克が、1922年旧少年法の制定および1948年現行少年法の制定、または1960年代からこれまでの少年法改正をめぐる論議の太い幹にあたる。検察官は基本的に「行為—責任—応報」の筋道で行動すべき立場にあり、少年保護司法において果たすべき役割がある一方、限界もあることは否定できない。

1922年制定の旧少年法では、犯罪少年の事件について検察官が訴追裁量権を持つため、

¹¹ 山崎俊恵「アメリカ少年司法における検察官および弁護人の地位と役割」守屋克彦=齊藤豊治『少年法の課題と展望（第2巻）』（成文堂、2006年）76頁。

検察官が起訴猶予にした事件について、保護処分相当だと判断した場合のみ、犯罪少年がはじめて少年保護審判の対象となりうる。戦後の1948年に、GHQの介入により、旧少年法の全面改正という形で、現行少年法が制定された。旧少年法と比べて、現行少年法には改正されたところが多く見られるが、その中、検察官の権限を制約するために、家庭裁判所の設置とともに、全件送致主義および起訴強制主義が確立された。刑事訴訟の当事者主義構造とは違って、少年保護審判は職権主義的構造を採っている。少年保護審判は、非行事実の認定と要保護性の判断をめぐって、家庭裁判所裁判官がそれを主導とする。攻撃と防御の関係が存在せず家裁と少年からなる二元的構造を採っているゆえに、1948年現行少年法が制定されてから半世紀にわたる間、検察官は少年審判手続にはほぼ無関係な存在であった。非行事実認定の一層の適正化を図るため、2000年の少年法改正により、一定の場合に検察官が非行事実認定に必要な限度で少年審判に関与することが認められるようになった。そして、2014年4月11日、「少年法の一部を改正する法律案」は参議院本会議で可決され、成立した。今回の法改正によって、少年審判手続に検察官が関与できる事件の範囲がさらに拡大されるようになった。以上の考察を通じて、検察官の権限が制約される段階から拡張される段階を経る流れがみえる。

第二章では、旧少年法の制定と検察官先議制度について考察を行う。旧少年法は犯罪少年の取り扱いについて、検察官先議主義を採用しており、検察官は捜査を遂げた犯罪少年の事件を起訴するか少年審判所に送致するかという振り分ける権限を有すると定めている。この章では、旧少年法の制定経緯および検察官先議主義の導入した背景について考察することを通じて、検察官先議制度の意義と限界を検討する。

旧少年法の立案が正式に提出されたのは明治44年（1911年）の刑事訴訟法案の審議における決定によるものであった。当初は、少年法を司法省による刑事訴訟法改正作業の一環として起草するという立案の意図があった¹²ため、刑事訴訟法改正主査委員会の特別部会として少年犯罪に関する法律案特別委員会が組織され、日本国内の小田原分監と川越分監での少年処遇に関する実態調査と欧米少年裁判所制度の比較調査等立案に関する準備作業が開始された¹³。そして、大正3年（1914年）に、谷田三郎等によって起草された少年法案第一次成案を少年犯罪に関する法律案特別委員会に提出した。その後、第一次世界大戦等の事情により、少年法案の審議が一度中止されたようであるが、大正7年（1918年）に再開されることになって、司法省のメンバーを中心とする起草委員が少年法案第一次成

¹² 「刑事訴訟法改正主査委員会日誌」（第104回）『少年矯正の近代的展開』（矯正協会、1984年）274頁。

¹³ 森田明『少年法の歴史的展開』（信山社、2006年）118頁。

案を修正した上で第二次成案を主査委員会に提出した。それに若干の修正を加えた上で、大正 8 年（1919 年）に少年法案第三次成案を作成・提出した。大正 11 年（1922 年）に、少年法案は貴族院委員会の審議を経て可決されるようになった。旧少年法の第一次成案を提出する前に、犯罪少年の取り扱いについて、平沼騏一郎は「検察官の不起訴処分—監督者委託」¹⁴という構想を提出したが、旧少年法の第一次成案を提出した直後の大正 3 年（1914 年）6 月に、未成年者に対する微罪不検挙事件を成人に対するそれと区別して取り扱うことを内容とする法務局長通帳が出された¹⁵。大正 7 年（1918 年）に、旧少年法の第二次成案が形成されて、犯罪少年の取り扱いについて、検察官の起訴猶予裁量権を認められるとともに、起訴猶予対象者の少年に対して特別処分（保護処分）に付するか否かの判断権も認められるようになった。そして、旧少年法の第三次成案が大正 8 年（1919 年）に作成され、検察官先議主義はそのまま維持されて、それに少年審判所から検察官に事件を送致する際に検察官の意見を聞くことなどの規定¹⁶を加え、さらに検察官の権限を強化するようになった。大正 11 年（1922 年）に旧少年法が貴族院に可決されることによって、犯罪少年の事件に対する検察官先議主義は正式に制度化されるに至った。

旧少年法の検察官先議制度が導入された当初は、その出発点と目的は犯罪少年の保護にあると考えられる。犯罪少年に対して、捜査段階において、検察官は刑法の行為主義、責任主義と刑罰不可避論を堅持しながらも、一方、捜査の結果のみに頼らず、少年保護司に調査を委託することなどによって、検察官かぎりの保護的措置および少年審判所に送致し保護処分を付する合理性を最大限に求めることを試みた。そこで、犯罪少年の処遇に関する刑罰・保護主義二元主義がはじめて実現することができた。1948 年の現行少年法は家庭裁判所への全件送致主義を確立することによって、旧少年法の検察官先議制度を廃止した。それに、検察官の起訴裁量権を制限するために起訴強制主義を確立した。1966 年の少年法改正に関する構想では、青年層の設置とともに、青年犯罪者の事件に対する検察官先議主義の採用や独立した総合的調査機関の設置などの提案がなされた。それは検察官の権限を広げることによって、少年司法の司法的機能の強化という目的を実現することを目指している。なお、現行少年法はそもそも少年保護審判における司法的機能と福祉的機能という二面性を強調しているため、検察官先議制度を採用しなくても少年司法の司法的機能の強化という目的を実現することも期待できると思われる。

犯罪少年の事件処理・処遇について、少年保護司に調査をさせるなどの旧少年法の条文

¹⁴ 森田・同上 120 頁。

¹⁵ 森田・同上 120 頁。

¹⁶ 森田・同上 154 頁。

から見ると、臨床過程から犯罪を捉える「行為者—要保護性—保護」という考え方を重視しようとする方向性はあったが、時代的制約があったため、実現できなかった面がある。その結果、法律過程を重視していくということにならざるをえなかった。現行少年法の下では、その人的・物的・財政的条件が備わっているため、臨床過程を充実させることができていった。ただし、1960年代からのアメリカ少年司法における適正手続を強化する方向性の影響を受けて、法律過程を重視する傾向が強まっており、制度面において、2000年少年法改正によって、少年保護審判への検察官関与制度が導入された。

第三章では、現行少年法における少年保護審判への検察官関与について、まずその制度の形成と運用の状況を紹介し、次に、少年保護審判へ検察官関与の必要性和合理性をめぐって、その理論的な考察を行う。少年保護審判への検察官関与制度は2000年少年法改正により確立されたものである。1948年現行少年法の制定により、検察官が少年審判から完全に排除されていた。なお、現行少年法の制定から2000年少年法改正までの間に、検察官を少年審判と無関係な存在とすることはしばしば指摘されており、少年保護審判への検察官関与というテーマをめぐる検討も続いていた。少年法改正の論議を遡っていくと、少なくとも1966年法務省の少年法改正に関する構想の発表にあたって、検察官関与の問題を提出しはじめたと考えられる。そこで、改正構想は青年層の設置と検察官先議の問題を中心として強調し、現行少年法の構造と理念を大きく変更しようということで、最高裁と日弁連から強く反対されていた。構想では、検察官関与は、意見陳述権行使の方式として認められ、しかも、それを青年の犯罪事件に限られるとされて、少年の犯罪事件について認められるかは明確にしていなかった。1970年法務省の少年法改正要綱は、1966年改正構想に強調した検察官権限をさらに強化し、18歳以上の者に対する手続の刑事訴訟化および少年手続に対する検察官の全面介入と主張した。こうした主張は最高裁や日弁連などからより強く批判されていた。したがって、法務省法制審議会少年法部会は各方面の意見を取り入れながら、要綱の内容を検討し、それに大幅の修正を加えた上で、1975年に部会長試案を作成し、公表した。その後、試案がさらに一部の修正をなされた上で、1976年、法制審議会に中間報告することとなった。中間報告で述べられた一定の限度内における検察官関与に関する内容は、2000年少年法改正における検察官関与の提案と重なる部分が多く見られる。改正少年法は2001年4月1日から施行した。実際の運用においては、検察官が関与した事件はさほど多くなかった。そこから、改正論議におけるいわゆる厳罰化になる傾向は見られなかったと言えよう。また、法律の条文には、検察官関与事件の範囲を明確に定めているが、関与の理由を明らかにしていなく、それに関して実務において家庭裁判所側と検察官側の見解は必ずしも一致していなかった。

2014年少年法改正では、検察官関与の対象事件の範囲について、22条の2「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪（1号事件）」の規定を削除し、2号事件の範囲を「死刑または無期もしくは長期3年以上の懲役もしくは禁錮に当たる罪の事件」に拡大された。少年法22条の3第1項の国選付添人の対象事件は同じ範囲に拡大された。2014年少年法改正の目的としては、法務省側によると、少年審判に対する国民の信頼を確保すること、「再犯防止に向けた総合対策」（2012年犯罪対策閣僚会議）において、少年・若者および初入者に対する指導を行うことを求めて、犯罪を犯した少年による再犯を防止するには、少年審判手続の段階から少年が再犯に及ばないような環境を整えることが重要であるため、少年審判手続における一層の事実認定の適正化と充実化を図り、国選付添人制度と検察官関与制度の対象事件の範囲拡大を行必要がある¹⁷こと、などと述べている。実務において、事実認定手続の困難さから検察官的な立場の方に立ち会ってもらう必要性を強く感じていた¹⁸と言われたりもしている。犯罪被害者団体も、検察官関与の対象事件の拡大に対して賛成の立場を示した¹⁹。日弁連は国選付添人制度の対象事件の拡大に賛成したが、検察官関与には反対の意見を表明した²⁰。2000年の少年法改正から2014年の少年法改正まで、少年審判への検察官関与に対する批判が続いていた。検察官の関与できる事件範囲の拡大がはたして少年法の理念を浸食するかどうかは、今後の実践で検証するしかない。いわゆる「厳罰化」も、理論上で考えられる一つの傾向にすぎないかもしれない。今言われている「厳罰化」は、ただ立法レベルから得られる判断であり、実際に法の執行によって客観的な判断をすることが重要である。検察官の関与できる事件の範囲が拡大されるとは、実際に必ず関与する事件の範囲が拡大されるという意味ではない。しかも、関与するために、家裁裁判官の裁量が前提となっている。この点について、検察官権限の拡張というより、むしろ家裁裁判官が持つ裁量権の拡張と言っても妥当であろうか。少年法の目的は「健全育成」であるからといって、児童福祉法と同じように福祉法と位置づけることは適切で

¹⁷ 法務省：法制審議会少年法部会第1回会議議事録 2012年10月15日。

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100034.html>

¹⁸ 同上。議事録24頁東京家庭裁判所の嶋原判事の発言を参照。

¹⁹ 法務省：法制審議会少年法部会第4回会議議事録 2012年12月17日。

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100043.html> 武るり子氏の発言を参照。

²⁰ 法務省：法制審議会少年法部会第4回会議議事録 2012年12月17日。

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100043.html> 山崎弁護士の発言を参照。

はない。少年法は児童福祉システムに関わる内容のほか、少年保護司法システムと少年刑事司法システム²¹を定めており、そもそも刑事政策的機能を発揮することも期待されている。刑事政策の担い手である検察官が少年司法に介入するのは、少年法の性格とは相容れないことではない。検察官の関与により、少年保護審判において形式的対立をもたらす可能性があるにもかかわらず、実質的に家裁裁判官をはじめ、協力者として関与する検察官、少年、付添人等が共に「健全育成」の目的に努めることが期待されているものと考えられる。

第四章では、現行少年法の起訴強制主義について理論的な考察を行う。検察官は、家庭裁判所から送致を受けた事件（逆送事件）について、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、刑事裁判所へ公訴を提起しなければならないと定められ、これは現行少年法の起訴強制主義という。起訴強制主義に基づき、検察官は逆送事件について、公訴提起する否かの裁量権を持たない。本章では、とりわけ、要保護性と刑事処分相当性という諸概念の内実を分析する上で、現行少年法は検察官の起訴裁量権を認めず起訴強制主義を採用する理論的根拠について検討する。

要保護性の判断と異なって、刑事処分相当性の判断には、少年法の保護理念と刑罰の本質をともに反映しており、刑事訴訟における起訴相当の判断と類似している面があるにもかかわらず、行為者主義と行為主義のほか、とりわけ少年法の保護優先主義と一般予防主義といった要請を権衡する必要がある。現行少年法は起訴法定主義を採用するのは、刑事処分相当性の判断に対する検察官の起訴裁量権を制限することによって、家庭裁判所裁判官の判断を優位にすることを目的とする。それに、少年法 55 条による移送という制度は、刑事裁判所に保護処分相当性の判断権を与えている。なお、少年保護審判における要保護性の判断、刑事処分相当性の判断および刑事裁判における保護処分相当性の判断のいずれにおいても検察官裁量の余地は存在せず、検察官はトンネル機関であるとの指摘に賛成しなければならないと思われる。

第五章では、中国の少年刑事司法の歴史・現状と検察官の役割を紹介する。1980 年代から、中国は犯罪少年の保護のために、刑事司法システムにおいて少年法廷の設置をはじめとするさまざまな試みを行った。2012 年 3 月の中国刑事訴訟法の改正によって、少年刑事事件に関する特別訴訟手続が新設された。その中、犯罪少年を対象とする条件付き不起訴制度は現在の中国少年刑事司法の最も重要な部分になっていると言える。この制度の下に、

²¹ 石川正興「日本における非行少年に対する法的対応システム」早稲田大学社会安全政策研究所紀要第 1 号（2007）271~291 頁を参照。

検察官は起訴裁量権の行使を通じて、刑事司法手続の流れからダイバートする形で犯罪少年を保護するという目的を求める。

終章では、以上の考察と検討を踏まえて、中国の少年司法改革の方向と検察官役割の在り方を論じる。犯罪少年の事件処理・処遇について、日本の旧少年法では主に行為主義を重視しており、法律過程から犯罪を見る傾向が強かったが、現行少年法の制定当初では行為者主義を重視しており、臨床過程から犯罪を見る傾向が強まった。なお、その後、とりわけ 2000 年および 2014 年の少年法改正から、行為主義を重視する傾向は一層強くなっているように見える。検察官の役割の変遷にもそうした面が現れている。中国では、少年刑事司法の歴史と現状から見ると、行為主義を重視する傾向から行為主義・行為者主義を考慮する方向への変化が見られる。そこで、「行為—責任—応報」のみならず、「行為者—要保護性—保護」という道筋をも考えなければならない。そのために、要保護性を解明する主体となる審判機関の設置および要保護性調査を行う調査機関の専門化の実現、また保護を実現するために保護処分を導入などを含めて、中国の少年司法改革の方向性を示す必要があると思われる。

三 結論と今後の課題

日本の少年保護司法システムにおける検察官の役割を考察した上で、まず中国の少年司法改革について、以下の四点を提言する。

第一に、犯罪少年に対する処遇の多様化を求め、刑罰の代替処分として保護処分を導入する。

第二に、犯罪少年の事件に関して検察官先議主義を採用し、審判機関を設置する。保護処分を導入する上で、犯罪少年の事件について、保護処分にするか刑罰にするかは手続上の重要な問題である。また、保護処分にすると決定された事件については、具体的にどの種類の保護処分を適用かを判断するために、審判機関の設置も必要となる。

第三に、調査機関を専門化する。少年保護司法システムでは、「行為者—要保護性—保護」という考え方が重視され、要保護性を判断するには、科学的な調査が不可欠となる。日本の家庭裁判所調査官のような専門性を有する者の採用および育成は中国にとって急務であると思う。

第四に、観察制度を充実化する。

現在、伝統的な検察官の役割を超えて、積極的に少年司法に関与させるアメリカの検察

における理念²²の影響を受けている中国少年刑事司法に対しても、将来に向けた少年司法改革に対しても、検察官に大きな期待を抱いているのが中国の研究者および実務家における主流の思想であると思う。現段階の中国少年刑事司法について、あえて既存の制度と枠組みを活用して以上の問題を解決する上では、調査機関を専門化させることおよび観察制度を充実化させることを図るとともに、やはり行為・責任を重視する立場にある検察官の権限の必要的な制限を行うことを考慮する必要がある。

なお、犯罪少年を保護するために、幹線システムとして検察官の権限を必要最小限に制約している日本の少年保護司法システムの確立は、将来の中国におけるさらなる少年司法改革にとって、最も望ましい方向性を示しているものではないかと思われる。

最近、日本では、公職選挙法の選挙権年齢が 18 歳に引き下げられたことを踏まえて、民法の成人年齢をも 18 歳に引き下げることに向けて具体的な準備が進められている。こうした状況に鑑み、少年法の適用対象年齢を含む若年者に対する処分や処遇の在り方についても検討がなされている²³。検討において、再犯防止のため、「行為者一危険性一予防」という筋道を通じて、法律過程だけではなく、臨床過程からも若年者の犯罪を見ていくことが検察官にも要請されているようにも見える。時間の関係上、以上の議論を十分フォローできなかったが、これからの動向も踏まえながら、今後の課題として別途検討していきたいと思う。

²² James Backstrom, *Expanding Role of the Prosecutor in Juvenile Justice* (Dakota County, MN: Dakota County Attorney's Office, 2006).

²³ 以下の内容について、『若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会』取りまとめ報告書（<http://www.moj.go.jp/content/001210649.pdf>）を参照。